

【参考資料】

ニセコ町宿泊税について

宿泊税を導入する理由	1 ページ
法定外目的税の概要	2 ページ
ニセコ町宿泊税の概要	5 ページ
宿泊税の使途について	8 ページ
これまでの検討、町内合意形成、実務作業の経緯	9 ページ
今後の想定スケジュール	13 ページ
他自治体の宿泊税導入状況	14 ページ

【参考資料】

ニセコ町宿泊税条例の関係法令等	16 ページ
-----------------	--------

税 務 課
商 工 観 光 課

令和 6 年（2024 年）3 月

1. 宿泊税を導入する理由

持続可能かつ魅力的な地域（観光地）づくりを支えるための恒常的な自主財源の確保のため。

本町では観光振興をはじめとした地域づくりにおいて、地域内交通の確保やオーバーツーリズム対策など、今後取組むべき課題は山積している。また、今後もこれらの課題解決に要する経費、投資は増えることはあっても減らすことは難しい。

一方で、本町では現状でこれらの政策に充てられる自主財源は少なく、補助や助成制度を活用するばかりでは持続可能な地域づくりを担保することはできない。加えて、町の財政ではインフラや社会保障の経費も増大傾向であり、将来的にも本町が現在のような財政状況が続くとすれば、観光をはじめとした地域づくりに対し、安定的かつ相当額の財源を捻出することは困難である。

これらのことから、本町では2022年に策定した「ニセコ町観光振興ビジョン」において、『町民や観光客から信頼される、持続可能な国際リゾート』の実現に向けた財源として法定外目的税である宿泊税を提示しており、このたびその実現に向けて「ニセコ町宿泊税条例」を制定した。

2. 法定外目的税の概要

(1) 法定外目的税とは

地方団体には課税自主権の尊重の観点から、地方税法に定める税目（法定税）以外に、条例により税目を新設することが認められており、これを「法定外税」という。法定外税の中には、用途を特定しない「法定外普通税」に加え、平成12年4月の地方分権一括法により用途を特定する「法定外目的税」が創設された。今回導入する宿泊税は、この法定外目的税にあたる。

(2) 地方財政における法定外目的税の特徴

法定外目的税は、地方交付税の算定基礎となる基準財政収入額に含まない。すなわち、宿泊税の税収が増えても地方交付税を減額する要素とはならない。この点においても、宿泊税が恒常的かつ自主的な財源と呼べる一因。

■ 基準財政収入額の対象税目等（市町村分・一部抜粋）

区 分		算定対象	算定対象外
一般財源	普通税	（法定普通税の全て） 市町村民税、固定資産税、軽自動車税、たばこ税（交付金除く）、鉱産税	法定外普通税 （核燃料税など）
	税交付金	利子割交付金、配当割交付金、株式譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、環境性能割交付金 など	
	地方譲与税	地方揮発油譲与税、自動車重量譲与税など	
	その他	市町村交付金、地方特例交付金	
目的財源	目的税	事業所税	入湯税 など 法定外目的税
	地方譲与税等	森林環境譲与税、交通安全対策特別交付金など	

(3) 法定外目的税を新設するには

地方団体が法定外税を新設する場合、総務大臣の同意を得る必要がある（協議制。平成 12 年 3 月までは許可制だった）。

なお、法定外税の新設においては、次の 3 つの要件に該当してはいけない。

■法定外税新設における「三要件」とニセコ町宿泊税

該当してはいけない要件	ニセコ町宿泊税の該当有無
① 国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること。	【無し】 宿泊税は「宿泊」という行為に課税するものであるため（課税標準が宿泊の対価）。宿泊業における所得に課税できないのは左記の要件のため（法人税や所得税と課税標準が同じになるため）。
② 地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること。	【無し】 宿泊税は関税的な要素はないため、物の流通に影響を及ぼさない。
③ ①及び②に掲げるものを除くほか、国の経済施策に照らして適当でないこと。	【無し】 令和 5 年 3 月に閣議決定された「第 4 次観光立国推進基本計画」(※) に定められた施策の実現に向けた趣旨と一致している。

※観光立国推進基本計画

観光立国推進基本法（平成 18 年法律第 117 号）に基づき定められた計画。現計画（第 4 次）は令和 5 年度から令和 7 年度までの 3 年間。

同計画では、日本国における観光を成長戦略の柱とし、(1) 持続可能な観光地域づくり戦略、(2) インバウンド回復戦略、(3) 国内交流拡大戦略を基本的な方針として掲げている。ゆえに、本町が観光ビジョンで定めた観光施策及び施策の実現を担保する手段としての宿泊税の導入は、国の経済施策と完全に方向性が一致している。

また、法定外税を新設する際、その税に関して「特定納税義務者」に該当する者がいる場合は、地方団体の議会は条例の可決前に特定納税義務者から法定外税に関する意見の聴取を行い、特定納税義務者は議会に対して意見を提出する必要があるが、ニセコ町の宿泊税において該当する者はいない（※）

【参考】特定納税義務者とは：以下の二つの要件をどちらも満たす者

- (1) 条例施行後の5年間の合計で、当該納税義務者に係る納税額が、その法定外税の納税額総額の10分の1を超える見込みがあること。
- (2) 当該納税義務者に係る納税額が、その法定外税の納税額総額の10分の1を超える年が、条例施行後5年間のうち3年以上あると見込まれること。

※宿泊税の場合、納税義務者はあくまで宿泊客であるため、宿泊客で特定納税義務者の要件を満たす者が現れることはほぼない。宿泊事業者は特別徴収義務者（納税義務者に代わって町に税を納入する義務のある者）であるため、いくら宿泊客総数の占有率が高くても、宿泊事業者が特定納税義務者に該当することはない（令和5年6月総務省自治税務局に確認済み）。

3. ニセコ町宿泊税の概要

1人1泊につき、宿泊料金に応じ下表の税額を課する段階定額制とする。

■ニセコ町宿泊税の税率

宿泊料金（1人1泊あたり）	税 額
2万円未満	200円 ※当分の間5,001円未満は100円
2万円以上5万円未満	500円
5万円以上10万円未満	1,000円
10万円以上	2,000円

※5,001円未満の税額は経過的な措置と捉えているため、条例本則ではなく附則で規定

なお、本町ではこれまで、宿泊税は宿泊料金に対して2%を課する定率制の導入で検討を進め、令和5年（2023年）5月には定率制による宿泊税条例案の縦覧及びパブリックコメントの募集を行った。当初本町が定率制での導入を検討したのは、定額制よりも定率制のほうが総合的に公平かつ合理的であると判断していたため。しかし、町内での宿泊事業者との協議や北海道や道内の他の市町村における宿泊税導入議論などを勘案した結果、納税者や宿泊事業者にわかりやすい税制であることも重要であるとの判断に至った。そのため、なるべく簡素な税制と観光振興に資する重要な財源の両立を図る制度として、段階定額制への変更を行った。

(1) 主な宿泊税の制度

- ・課税標準：1人1泊あたりの宿泊料金
- ・税率：上記の表のとおり。
- ・免税点：なし（全ての宿泊料金に課税）
- ・課税免除の対象：
 - ①学校(大学を除く)が主催する修学旅行その他学校行事に参加している者
 - ②その他町長が必要と認める者
- ・納税管理人不申告に対する過料：あり（10万円以下）
- ・帳簿の記載及び書類の作成義務違反等に関する罪：あり（1年以下の懲役又は50万円以下の罰金）

(2) 先行導入自治体との主な税制の比較

宿泊税を導入している自治体の主な税制は下表のとおり。

■ 宿泊税先行導入自治体の主な税制の比較（令和6年（2024年）3月現在）

区分	導入時期	税率	免税点	課税免除	民泊課税
東京都 【定額制】	H14.10	10,000円～14,999円：100円 15,000円～：200円	有り ～9,999円	×	×
大阪府 【定額制】	H29.1	7,000～14,999円：100円 15,000円～19,999円：200円 20,000円～：300円	有り ～6,999円	×	○
京都市 【定額制】	H30.10	～19,999円：200円 20,000円～49,999円：500円 50,000円～：1,000円	無し	○ 学校行事 天災その他	○
金沢市 【定額制】	R1.4	～19,999円：200円 20,000円～：500円	無し	×	○
倶知安町 【定率制】	R1.11	宿泊料金に対し2%	無し	○ 学校行事等	○
福岡県 【定額制】	R2.4	一律200円 ※福岡市・北九州市は50円	無し	×	○
福岡市 【定額制】	R2.4	～19,999円：150円 20,000円～：450円	無し	×	○
北九州市 【定額制】	R2.4	一律150円	無し	×	○
長崎市 【定額制】	R5.4	～9,999円：100円 10,000円～19,999円：200円 20,000円～：500円	無し	○ 学校行事 天災その他	○
ニセコ町 【定額制】	R6.11	～5,000円：100円 ※当分の間 5,001円～19,999円：200円 20,000円～49,999円：500円 50,000円～99,999円：1,000円 100,000円～：2,000円	無し	○ 学校行事 天災その他	○

※定額制はいずれも1人1泊あたりの宿泊料金に対する税率

(3) 宿泊税収入の推計

公益社団法人日本観光振興協会の提供による「観光予報プラットフォーム推計」というデータを用い、昨年度の町内における料金別宿泊客の入込から宿泊税収の推計を行った。推計では、本町が導入を目指す制度に加え、先行導入自治体の税率も用い、どの程度税収に差が生じるかも検証した。

◆令和4年度（2022年度）の町内宿泊数：436,356泊

（コロナ禍前の令和元年度（2019年度）比（473,505泊）で92.2%まで回復）

■ 宿泊税収の推計※主な先行自治体の税率を適用した場合の比較も含む（単位:千円）

区 分	税 率	左記税率を適用した 場合の推計税収	本町税率 との差額
ニセコ町 【定額制】	～5,000円：100円 ※当分の間 5,001円～19,999円：200円 20,000円～49,999円：500円 50,000円～99,999円：1,000円 100,000円～：2,000円	162,004	-
倶知安町 【定率制】	宿泊料金の2%	189,566	27,562 (17.0%)
京都市 【定額制】	～19,999円：200円 20,000円～49,999円：500円 50,000円～：1,000円	145,762	△16,242 (△10.0%)
金沢市 【定額制】	～19,999円：200円 20,000円～：500円	120,467	△41,537 (△25.6%)
福岡市 【定額制】	～19,999円：150円 20,000円～：450円	98,652	△63,352 (△39.1%)
北九州市 【定額制】	一律150円	65,453	△96,551 (△59.6%)
長崎市 【定額制】	～9,999円：100円 10,000円～19,999円：200円 20,000円～：500円	96,435	△65,569 (△40.5%)

本町の場合、本来は倶知安町と同様の定率制で導入した方が税収が多く見込める推計となる。しかし、宿泊事業者の事務の煩雑さや北海道が今後宿泊税を導入することなどを勘案し、定率制に近い税収を確保しながら事業者負担も少ない税制となるよう段階定額の税率を設定した。

4. 宿泊税の使途について

町では、前頁の税率で宿泊税を導入した場合、年間約1億6千万円程度の税収になると推計している。この税収の使い道については、これまで町内の様々な機会（※）で集められた意見や課題提起を踏まえ、持続可能な国際リゾート地づくりに必要な施策に充てられる。また、使途については今後も宿泊事業者をはじめ町内で様々な意見交換を重ね、適切な時機に適切な施策を進めるための原資として活用する。

※宿泊税やその使途について意見交換した主な機会

ニセコ町観光審議会、宿泊事業者アンケート（令和元年7月実施）、主要ホテル支配人会（ほぼ毎月開催）、まちづくり懇談会（毎年開催）、町長や副町長と宿泊事業者との個別懇談 など

■現在考えられている宿泊税の主な使途

（単位:千円）

使途方針	使途事業	事業費概算
地域内交通の充実	循環バス運行（増便・増系統、夏季運行等） 空港連絡バス運行 デマンドバス強化・DX化 等	112,500 (45%)
宿泊事業者の地球環境負荷の低減を促進・支援	（仮称）宿泊税施設環境負荷低減対策事業補助金 等 （例）省エネルギー、再生可能エネルギーの導入、廃プラスチック、排水浄化等支援	50,000 (20%)
観光協会組織強化、観光人材育成、観光DX化推進	DMC強化推進事業、人材育成・確保事業、観光案内DXの推進、持続可能な観光プラットフォーム	37,500 (15%)
景観・環境保全対策	景観や環境保全の取り組み、アドベンチャートラベル（フットパスや自然体験）等充実 （例）着地型旅行の充実 ニセコルールの持続化 等	25,000 (10%)
有事への備え	災害・パンデミック対応等持続化基金積立・運用制度	12,500 (5%)
特別徴収義務者の事務負担への支援	宿泊税事務処理促進交付金	12,500 (5%)

事業費概算合計（年額） 約2億5,000万円

5. これまでの検討、町内合意形成、実務作業の経緯

本町では、平成26年（2014年）ごろから持続可能な観光振興を図る財源として観光目的税の導入検討を始めた。その後、目指す財源を世界的にも導入が進んでいる宿泊税と定め、「ニセコエリア」を構成する隣町の倶知安町と共同で勉強会や視察などを重ね、両町で同時期に宿泊税の導入を目指して検討作業を進めた。しかしながら、諸般の事情により倶知安町が先行する形で導入することとなり（令和元年（2019年）11月1日から）、その後間もなく新型コロナウイルスがまん延、観光需要がほぼ蒸発したことなどにより、本町での検討作業も一時ほぼ中断することとなった。その後本町では、令和3年度（2021年度）から徐々に検討を再開、令和4年度（2022年度）からはこれまでの商工観光課を中心とした検討から副町長直轄の業務として、税務課も参加した体制で検討作業を加速させた。さらに令和5年度（2023年度）からは税務課内に「宿泊税係」を新設、導入に関する実務の中心及び導入後の賦課徴収を担うことになった。なお、商工観光課は今後も宿泊税に関する用途をはじめとした施策を担当する。

これまでの間、観光事業者をはじめとした町民のみなさんとは、宿泊税の趣旨や使い道について様々な機会での情報共有を図った。特に、町長は自ら率先して宿泊税の意義を唱え、様々な機会ですべて話題として紹介したほか、宿泊事業者との個別懇談でも意見交換を重ねた。このほか、倶知安町が既に導入を決定していた令和元年（2019年）8月には、町内宿泊事業者向けに宿泊税に関するアンケートも実施。これらの結果、事業者をはじめ町民のみなさんからは宿泊税の意義や目的は概ね賛同する意見が多い。一方で、事業者のみなさんの中には、実際に導入した場合の懸念や不安を抱えている場合もある。そこで令和5年度（2023年度）から重点的に行った事業者説明会では、それらの不安や懸念を町や事業者間で共有することも意識して更に意見交換を重ねた。また、町では宿泊税の施行日を決定した現在（令和6年（2024年）3月）から、施行日（令和6年（2024年）11月1日）までのいわゆる「周知期間」においても、事業者のみなさんに対して宿泊税導入における障壁の解消に向けた提案を行うと同時に、説明や意見交換も密に行い、円滑な税の導入と制度の継続に努めている。

合わせて、宿泊税の用途や観光施策についてはこれまで以上に町内で議論や合意形成を重ね、「税の導入によりニセコの観光振興が明らかに充実した」とみなさんが実感できるようなまちづくりを進めていく。

■時系列で見るこれまでの宿泊税に関する動き

時 期	区 分	内 容	
平成 26 年 (2014 年)	検討作業	観光目的税の検討開始(リフト税などについて)	
平成 27 年 (2015 年)	3 月 町議会	町政執行方針で「観光・環境に充当する新たな目的税」の検討表明	
平成 28 年 (2016 年)	2 月 検討作業	新財源勉強会『新たな税による観光地の安定的な自主財源確保に向けて』 (北大公共政策大学院 小磯修二特任教授)	
	3 月 町議会	「ニセコ観光局プロジェクトの中で目的税の創設に重点的に取り組む」ことを表明	
	6 月 町議会	目的税に関する一般質問	
	11 月 合意形成	町長から「まちづくり懇親会」で目的税についての説明 (以後毎年町長から各地区で状況などを説明)	
平成 29 年 (2017 年)	6 月 検討作業	倶知安町との情報交換 (1 回目)	
	7 月	町議会	目的税に関する一般質問
		検討作業	宿泊税に関する北海道(経済部観光局)からのヒアリング
		検討作業	倶知安町と合同で先進地視察(京都市・大阪府)
	9 月	町議会	目的税に関する一般質問
		検討作業	総務省(自治税務局)との意見交換
	11 月	検討作業	倶知安町との情報交換
		合意形成	町長から「まちづくり懇親会」で観光目的税に関する説明
		検討作業	倶知安町、(公財)日本交通公社と「観光地の振興、管理、保全などを目的とした財源に関する研究会」開催 (平成 30 年 4 月までに全 5 回開催)
	12 月	町議会	目的税に関する一般質問
検討作業		北海道(経済部観光局)との意見交換	
平成 30 年 (2018 年)	3 月 検討作業	倶知安町との情報交換	
	5 月 検討作業	北海道(経済部観光局)との意見交換	
	6 月 合意形成	町内主要ホテル支配人会議で観光目的税について説明	
	9 月	合意形成	町民有志による観光目的税の勉強会
		検討作業	(公財)日本交通公社との情報交換
		町議会	目的税に関する一般質問
	9 月	倶知安町、宿泊税条例案を議会上程	
11 月 合意形成	町長から「まちづくり懇親会」で観光目的税に関する説明		

時 期		区 分	内 容
平成 30 年 (2018 年)	12 月		倶知安町議会、宿泊税条例案可決
令和元年 (2019 年)	4 月	検討作業	ニセコ町経営会議で宿泊税導入の検討
			総務大臣、倶知安町の宿泊税導入に同意
	6 月	検討作業	ニセコ町経営会議で宿泊税導入の検討
	7 月	検討作業	(公財) 日本交通公社との情報交換
	8 月	合意形成	宿泊事業者へアンケート調査実施
	11 月		倶知安町、宿泊税導入開始 (11 月 1 日～)
		合意形成	町長から「まちづくり懇親会」で宿泊税に関する説明 (導入意向、目的など)
	12 月	検討作業	総務省 (自治税務局) と協議
町議会		宿泊税の検討状況について説明	
令和 2 年 (2020 年)	2 月	検討作業	導入先進地視察 (京都市、金沢市)
			新型コロナウイルスのまん延に伴う観光需要の激減により、宿泊税検討作業が一 時保留となる (事業者支援など他の観光施策に注力)。
令和 3 年 (2021 年)	4 月	検討作業	北海道 (経済部観光局) との意見交換
	11 月	検討作業	北海道 (経済部観光局) との意見交換
		合意形成	町長から「まちづくり懇親会」で宿泊税に関する説明 (導入意向、目的など)
	12 月	検討作業	ニセコ町観光審議会で意見交換
		検討作業	北海道大学及び道内の宿泊税導入検討自治体と意見交換 (以後複数回実施)
		検討作業	総務省 (自治税務局) と協議
令和 4 年 (2022 年)	1 月	合意形成	町内主要ホテル支配人会議で宿泊税に関する意見交換
		検討作業	ニセコ町経営会議で宿泊税導入に関する協議 (導入体制、スケジュールなど)
		検討作業	副町長直轄案件として庁内の検討体制を見直し (従来の商 工観光課単独から税務課参加)。以後、課題の洗い出しや導 入スケジュールの再検討など内部協議を加速。
	3 月	検討作業	「ニセコ町観光振興ビジョン」策定。同ビジョンにて観光 施策の財源として宿泊税を明記
	4 月	検討作業	倶知安町との意見交換 (税制など)
	6 月	町議会	目的税に関する一般質問
	8 月	検討作業	倶知安町との意見交換 (北大、宿泊税検討自治体との合同)

時 期	区 分	内 容
令和4年 (2022年)	11月	合意形成 町内主要ホテル支配人会議で意見交換(定率制の議論など)
		合意形成 町長から「まちづくり懇親会」で宿泊税に関する説明
	12月	検討作業 倶知安町との意見交換(体制、業務分担、徴収実務など)
令和5年 (2023年)	2月	導入作業 宿泊税導入を正式に進めるべく、庁内体制を再構築。商工観光課及び税務課の共同で実務を進めることとした。
		町議会 宿泊税を題材とした議員研修会(講師:(公財)日本交通公社理事・山田観光政策研究部長)
	3月	町議会 全員協議会で宿泊税導入を説明
		合意形成 宿泊税の導入を推進することを正式表明
		合意形成 町内主要ホテル支配人等と町長が個別に意見交換
	4月	導入作業 税務課に「宿泊税係」設置
		検討作業 観光審議会で宿泊税導入に関する意見交換
		合意形成 町内主要ホテル支配人等と町長が個別に意見交換
		合意形成 ニセコ町行政推進会議で宿泊税導入に関する説明
		導入作業 宿泊税条例案作成。ニセコ町法令審査会に付議
	5月	導入作業 宿泊税条例案の罰則規定について検察庁と協議(完了)
		導入作業 総務省と協議(税制や条例案などの事前確認)。
		合意形成 宿泊税条例案のパブリックコメント募集(意見3件)
		合意形成 事業者説明会の開催(全3回・71名(54施設)参加)
		導入作業 北海道(経済部観光局)との協議
		町議会 全員協議会で進捗状況を説明
	6月	検討作業 観光審議会で宿泊税導入に関する意見交換
		町議会 宿泊税に関する一般質問
		合意形成 事業者との個別協議(～10月まで複数回、随時開催)
	7月	導入作業 宿泊税に関する公開職員研修(一般7名・職員27名参加)
	8月	導入作業 道の観光振興税導入に関する意見交換会参加(1回目)
		導入作業 北海道(経済部観光局・観光振興監)との協議
	9月	導入作業 道の観光振興税導入に関する意見交換会参加(2回目)
	10月	町議会 全員協議会で定率制から段階定額制へ変更する旨説明
		合意形成 町内主要ホテル支配人会議で意見交換
	11月	検討作業 観光審議会で段階定額制への変更等について意見交換
		合意形成 宿泊税条例案のパブリックコメント募集(意見3件)
		合意形成 事業者説明会・個別訪問説明の実施 (説明会2回・個別訪問8回 計50名(38施設)参加)

6. 今後のスケジュール

本町における観光振興の課題には地域公共交通の充実など、一刻も早く対応すべきものが多い。同時に、観光入込の増大によるごみ処理費用など、一般財源の持ち出しで対応している負担の解消も喫緊の課題であることなどから、宿泊税は一刻も早い導入を目指してきた。

なお、本町の場合は観光シーズンが夏季（新緑～紅葉まで）と冬季（積雪期）に二極化していることから、導入のタイミングはその端境期で行うことが望ましい。すなわち、宿泊事業者における導入時の混乱を極力避けるためには、本町における宿泊税導入のタイミングは、11月または6～7月ごろのいずれかとなる。

このほか、宿泊税は総務大臣の同意を得てからでなければ正式に導入日（条例施行日）を定めることができない事に加え、導入日決定から実際の導入までには十分な期間（「周知期間」という）を設ける必要がある。

本町では、これらの要素を踏まえて各種導入に向けた事務を進めた結果、宿泊事業者や町議会議員のみなさんをはじめとした町内の多くのみなさんの協力を得て、順調に条例を制定することができた。また、総務大臣との協議においても様々なみなさんのご理解とご協力により、速やかな同意を得ることができた。

宿泊税導入日を正式に定めた現在（令和6年（2024年）3月）、町では実際の導入日に向け、さらに町内で多くの説明や意見交換を重ね、万全の態勢で導入日（11月1日）を迎えることに努める。

■ 宿泊税条例案上程から導入までの大まかなスケジュール

区 分	令和5年 (2023年)		令和6年 (2024年)											
	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
条例案上程及び議決		★												
総務大臣との協議・同意			→		★									
条例・施行規則等の公布					★									
宿泊税導入に関する諸作業 (啓発資材の作成配布等)			→											
宿泊事業者アンケート実施					★									
宿泊事業者説明会	★					→		→	以降は希望に応じて個別対応					
宿泊税制度の施行 (11/1)													★	→

7. 他自治体の宿泊税導入状況

令和6年（2024年）3月現在、全国で9つの自治体が宿泊税を導入している（北海道内では倶知安町のみ）。また、コロナ禍から明けて観光需要が急速に回復し始めた昨今は、全国の自治体で宿泊税の導入検討が進められている。また、先行自治体の一部では、引き上げや課税免除枠の拡大をはじめとした税率の見直しを検討している自治体もある（東京都、京都市、金沢市など）。

■ 宿泊税を導入済みの自治体

自治体名	導入時期	備考
東京都	平成14年（2002年）10月1日	
大阪府	平成29年（2017年）1月1日	令和元年（2019年）6月1日、免税点を10,000円から7,000円に引下げ
京都市	平成30年（2018年）10月1日	
金沢市	平成31年（2019年）4月1日	
倶知安町	令和元年（2019年）11月1日	全国初の定率制
福岡県	令和2年（2020年）4月1日	県税の税額は一律200円。ただし、自治体独自で宿泊税を導入した福岡市と北九州市での税額は50円。
福岡市		
北九州市		
長崎市	令和5年（2023年）4月1日	

■ 北海道内で導入を検討している自治体（令和6年（2024年）3月現在の一例）

- ・ **北海道**：一律定額と段階定額の案が報道されているが、道庁ではいずれも有識者会議による議論であり、「道が公式に示した案ではない」との見解。すなわち、宿泊税の税率や用途、賦課徴収の在り方など、道庁として公式に表明した考え方が現在もほとんど示されていないため、本町と総務省における宿泊税新設の協議においても、道が宿泊税を導入する要素は踏まえられていない。

また、本町では北海道が宿泊税を導入することには基本的に反対であることを、当初から町内外に対して表明している。

- ・ **札幌市、函館市、小樽市、旭川市、釧路市、帯広市、富良野市**：道内観光主要都市の一部が集まり、「7市会議」と称して宿泊税の検討を行っている。
- ・ **その他の自治体（後志）**：赤井川村、留寿都村が定額制での導入を検討。
- ・ **その他の自治体（後志除く道内）**：斜里町が定率制での導入を検討。このほか、北広島市、美瑛町、占冠村なども導入検討を表明（税率等は未定）。

【参考資料】

ニセコ町宿泊税条例の関係法令等

ニセコ町宿泊税条例	関係法令
<p>(宿泊税)</p> <p>第1条 ニセコ町の優れた景観と環境を保全し、安全で心豊かに過ごすことができる癒しのリゾート地としての魅力を高めるとともに、町民生活と調和した持続可能な観光の振興を図る施策に要する費用に充てるため、地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第5条第7項の規定に基づき、宿泊税を課する。</p>	<p>地方税法</p> <p>(市町村が課することができる税目)</p> <p>第5条 市町村税は、普通税及び目的税とする。</p> <p>2 市町村は、普通税として、次に掲げるものを課するものとする。ただし、徴収に要すべき経費が徴収すべき税額に比して多額であると認められるものその他特別の事情があるものについては、この限りでない。</p> <p>(1) 市町村民税</p> <p>(2) 固定資産税</p> <p>(3) 軽自動車税</p> <p>(4) 市町村たばこ税</p> <p>(5) 鉱産税</p> <p>(6) 特別土地保有税</p> <p>3 市町村は、前項に掲げるものを除く外、別に税目を起して、普通税を課することができる。</p> <p>4 鉱泉浴場所在の市町村は、目的税として、入湯税を課するものとする。</p> <p>5～6 (略)</p> <p>7 市町村は、第4項及び第5項に規定するもの並びに前項各号に掲げるものを除くほか、別に税目を起こして、目的税を課することができる。</p> <p>(法定外目的税の新設変更)</p> <p>第731条 道府県又は市町村は、条例で定める特定の費用に充てるため、法定外目的税を課することができる。</p> <p>2 道府県又は市町村は、法定外目的税の新設又は変更(法定外目的税の税率の引下げ、廃止</p>

ニセコ町宿泊税条例	関係法令
	<p>その他の政令で定める変更を除く。次項及び次条第2項において同じ。)をしようとする場合においては、あらかじめ、総務大臣に協議し、その同意を得なければならない。</p> <p>3 道府県又は市町村は、当該道府県又は市町村の法定外目的税の一の納税義務者（納税義務者となるべき者を含む。以下本項において同じ。）であつて当該納税義務者に対して課すべき当該法定外目的税の課税標準の合計が当該法定外目的税の課税標準の合計の10分の1を継続的に超えると見込まれる者として総務省令で定めるもの（以下本項において「特定納税義務者」という。）であるものがある場合において、当該法定外目的税の新設又は変更をする旨の条例を制定しようとするときは、当該道府県又は市町村の議会において、当該特定納税義務者の意見を聴くものとする。</p>
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において使用する用語の意義は、法及び町税条例(昭和29年ニセコ町条例第11号)に定めるもののほか、次の各号に掲げる用語の区分に従い、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 旅館業 旅館業法(昭和23年法律第138号)第2条第1項に規定する旅館業(同条第4項に規定する下宿営業を除く。)をいう。</p> <p>(2) 住宅宿泊事業 住宅宿泊事業法(平成29年法律第65号)第2条第3項に規定する住宅宿泊事業をいう。</p> <p>(3) 宿泊施設 旅館業に係る施設又は住宅宿泊事業に係る住宅をいう。</p>	<p>旅館業法</p> <p>〔定義〕</p> <p>第2条 この法律で「旅館業」とは、旅館・ホテル営業、簡易宿所営業及び下宿営業をいう。</p> <p>2 この法律で「旅館・ホテル営業」とは、施設を設け、宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業で、簡易宿所営業及び下宿営業以外のものをいう。</p> <p>3 この法律で「簡易宿所営業」とは、宿泊する場所を多数人で共用する構造及び設備を主とする施設を設け、宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業で、下宿営業以外のものをいう。</p> <p>4 この法律で「下宿営業」とは、施設を設け、一月以上の期間を単位とする宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業をいう。</p> <p>5 この法律で「宿泊」とは、寝具を使用して前各項の施設を利用することをいう。</p> <p>旅館業法施行令 (構造設備の基準)</p>

ニセコ町宿泊税条例	関係法令
<p>(4) 宿泊 寝具を使用して宿泊施設を利用することをいう。</p> <p>(5) 宿泊料金 宿泊の対価として支払うべき金額であって規則で定めるものをいう。</p>	<p>第1条 旅館業法（以下「法」という。）第3条第2項の規定による旅館・ホテル営業の施設の構造設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 一客室の床面積は、7平方メートル（寝台を置く客室にあつては、9平方メートル）以上であること。</p> <p>(2) 宿泊しようとする者との面接に適する玄関帳場その他当該者の確認を適切に行うための設備として厚生労働省令で定める基準に適合するものを有すること。</p> <p>(3) 適当な換気、採光、照明、防湿及び排水の設備を有すること。</p> <p>(4) 当該施設に近接して公衆浴場がある等入浴に支障を来さないと認められる場合を除き、宿泊者の需要を満たすことができる適当な規模の入浴設備を有すること。</p> <p>(5) 宿泊者の需要を満たすことができる適当な規模の洗面設備を有すること。</p> <p>(6) 適当な数の便所を有すること。</p> <p>(7) その設置場所が法第3条第3項各号に掲げる施設の敷地（これらの用に供するものと決定した土地を含む。）の周囲おおむね100メートルの区域内にある場合には、当該施設から客室又は客の接待をして客に遊興若しくは飲食をさせるホール若しくは客に射幸心をそそるおそれがある遊技をさせるホールその他の設備の内部を見通すことを遮ることができる設備を有すること。</p> <p>(8) その他都道府県（保健所を設置する市又は特別区にあつては、市又は特別区。以下この条において同じ。）が条例で定める構造設備の基準に適合すること。</p> <p>2～3 （略）</p> <p>住宅宿泊事業法 （定義）</p>

ニセコ町宿泊税条例	関係法令
	<p>第2条 この法律において「住宅」とは、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する家屋をいう。</p> <p>(1) 当該家屋内に台所、浴室、便所、洗面設備その他の当該家屋を生活の本拠として使用するために必要なものとして国土交通省令・厚生労働省令で定める設備が設けられていること。</p> <p>(2) 現に人の生活の本拠として使用されている家屋、従前の入居者の賃貸借の期間の満了後新たな入居者の募集が行われている家屋その他の家屋であって、人の居住の用に供されていると認められるものとして国土交通省令・厚生労働省令で定めるものに該当すること。</p> <p>2 この法律において「宿泊」とは、寝具を使用して施設を利用することをいう。</p> <p>3 この法律において「住宅宿泊事業」とは、旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条の2第1項に規定する営業者以外の者が宿泊料を受けて住宅に人を宿泊させる事業であって、人を宿泊させる日数として国土交通省令・厚生労働省令で定めるところにより算定した日数が1年間で180日を超えないものをいう。</p> <p>4 この法律において「住宅宿泊事業者」とは、次条第1項の届出をして住宅宿泊事業を営む者をいう。</p> <p>5～10 （略）</p>
<p>(課税免除)</p> <p>第4条 次に掲げる者に対しては、宿泊税を課さない。</p> <p>(1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校(大学を除く。)が主催する修学旅行その他学校行事に参加している者</p> <p>(2) 前号に掲げる者のほか、町長が必要と認める者</p>	<p>学校教育法 〔学校の範囲〕</p> <p>第1条 この法律で、学校とは、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校とする。</p>

ニセコ町宿泊税条例	関係法令
<p>(徴収の方法)</p> <p>第6条 宿泊税の徴収は、特別徴収の方法による。</p>	<p>地方税法 (法定外目的税の徴収の方法)</p> <p>第733条の3 法定外目的税の徴収については、徴収の便宜に従い、当該地方団体の条例の定めるところによつて、普通徴収、申告納付、特別徴収又は証紙徴収の方法によらなければならない。</p>
<p>(特別徴収義務者)</p> <p>第7条 宿泊税の特別徴収義務者(以下「特別徴収義務者」という。)は、旅館業又は住宅宿泊事業(以下「旅館業等」という。)を営む者とする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、町長は、必要があると認めるときは、宿泊税の徴収について便宜を有すると認める者を特別徴収義務者に指定することができる。</p> <p>3 特別徴収義務者は、宿泊施設における宿泊者が納付すべき宿泊税を徴収しなければならない。</p>	<p>地方税法 (法定外目的税の特別徴収の手続)</p> <p>第733条の15 法定外目的税を特別徴収によつて徴収しようとする場合においては、当該法定外目的税の徴収の便宜を有する者を当該地方団体の条例によつて特別徴収義務者として指定し、これに徴収させなければならない。</p> <p>2～4 (略)</p>
<p>(特別徴収義務者の申告等)</p> <p>第8条 旅館業等を営もうとする者は、当該旅館業等を開始する日の前日まで(前条第2項の規定により指定を受けた特別徴収義務者にあつては、当該指定を受けた日から10日以内)に、宿泊施設ごとに、次に掲げる事項を記載した申告書にその事由を証明する書類を添付して、町長に提出しなければならない。</p>	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 (定義)</p> <p>第2条 この法律において「行政機関」とは、個人情報の保護に関する法律(以下「個人情報保護法」という。)第2条第8項に規定する行政機関をいう。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 この法律において「個人番号」とは、第7条第1項又は第2項の規定により、住民票コード(住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第7条第13号に規定する住民票コードをいう。</p>

ニセコ町宿泊税条例	関係法令
<p>ない。</p> <p>(1) 住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。)又は法人番号(同条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。)(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称)</p> <p>(2) 宿泊施設の所在地及び名称</p> <p>(3) 客室数その他設備の概要</p> <p>(4) 営業開始予定年月日(申告書を提出した日において既に営業を開始している場合にあつては、営業開始年月日)</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項</p> <p>2～5 (略)</p>	<p>以下同じ。)を変換して得られる番号であつて、当該住民票コードが記載された住民票に係る者を識別するために指定されるものをいう。</p> <p>6～14 (略)</p> <p>15 この法律において「法人番号」とは、第39条第1項又は第2項の規定により、特定の法人その他の団体を識別するための番号として指定されるものをいう。</p>
<p>(納税管理人)</p> <p>第9条 特別徴収義務者は、町内に住所、居所、事務所又は事業所(以下この項において「住所等」という。)を有しない場合においては、納税に関する一切</p>	<p>地方税法</p> <p>第733条の6 法定外目的税の納税義務者(特別徴収に係る法定外目的税の納税義務者を除く。次項及び第733条の8において同じ。)又は特別徴収義務者は、納付義務又は納入義務を負う地方団体の区域内に住所、居所、事務所又は事業所(以下本項において「住所等」という。)</p>

ニセコ町宿泊税条例	関係法令
<p>の事項を処理させるため、町内に住所等を有する者（個人にあっては、独立の生計を営む者に限る。）のうちから納税管理人を定め、これを定める必要が生じた日から10日以内に町長に申告し、又は町外に住所等を有する者（個人にあっては、独立の生計を営む者に限る。）のうち納税に関する一切の事項の処理につき便宜を有する者を納税管理人として定めることについて、これを定める必要が生じた日から10日以内に町長に申請して、その承認を受けなければならない。納税管理人を変更し、又は変更しようとする場合その他申告し、又は申請した事項に異動を生じた場合においても、また、同様とする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、当該特別徴収義務者は、当該特別徴収義務者に係る宿泊税の徴収の確保に支障がないことについて町長に申請してその認定を受けたときは、納税管理人を定めることを要しない。この場合において、当該申請した事項に異動を生じたときは、その異動を生じた日から10日以内にその旨を町長に届け出なければならない。</p>	<p>を有しない場合においては、納付又は納入に関する一切の事項を処理させるため、当該地方団体の条例で定める地域内に住所等を有する者のうちから納税管理人を定めてこれを地方団体の長に申告し、又は当該地域外に住所等を有する者のうち当該事項の処理につき便宜を有するものを納税管理人として定めることについて地方団体の長に申請してその承認を受けなければならない。納税管理人を変更し、又は変更しようとする場合においても、同様とする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、当該納税義務者又は特別徴収義務者は、当該納税義務者又は特別徴収義務者に係る法定外目的税の徴収の確保に支障がないことについて地方団体の長に申請してその認定を受けたときは、納税管理人を定めることを要しない。</p>
<p>(申告納入) 第10条 特別徴収義務者は、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間において徴収すべき宿</p>	<p>地方税法 (法定外目的税の特別徴収の手続) 第733条の15 法定外目的税を特別徴収によつて徴収しようとする場合においては、当該法</p>

ニセコ町宿泊税条例	関係法令
<p>泊税に係る宿泊の総数、税額その他必要な事項を記載した納入申告書を町長に提出するとともに、納入書によってその納入金を納入しなければならない。 2～3 (略)</p>	<p>定外目的税の徴収の便宜を有する者を当該地方団体の条例によつて特別徴収義務者として指定し、これに徴収させなければならない。 2 前項の特別徴収義務者は、当該法定外目的税の納期限までにその徴収すべき法定外目的税に係る課税標準額、税額その他当該地方団体の条例で定める事項を記載した納入申告書を地方団体の長に提出し、及びその納入金を当該地方団体に納入する義務を負う。 3～4 (略)</p>
<p>(不足金額等の納入の手続) 第 11 条 特別徴収義務者は、法第 733 条の 17、第 733 条の 18 又は第 733 条の 19 の規定に基づく納入の告知を受けた場合においては、当該不足金額又は過少申告加算金額、不申告加算金額若しくは重加算金額を当該通知書に指定する期限までに、納入書によって納入しなければならない。</p>	<p>地方税法 (法定外目的税に係る更正及び決定) 第 733 条の 16 地方団体の長は、前条第二項の規定による納入申告書(第 733 条の 14 第 1 項の規定による申告書を含む。以下本節において同じ。)又は第 733 条の 14 第 2 項の規定による修正申告書の提出があつた場合において、納入申告(同条第一項の規定による申告を含む。以下本節において同じ。)又は修正申告に係る課税標準額又は税額がその調査したところと異なるときは、これを更正することができる。 2 地方団体の長は、納税者又は特別徴収義務者が前項の納入申告書を提出しなかつた場合においては、その調査によつて、納入申告すべき課税標準額及び税額を決定することができる。 3 地方団体の長は、前 2 項の規定によつて更正し、又は決定した課税標準額又は税額について、調査によつて、過大であることを発見した場合、又は過少であり、かつ、過少であることが納税者又は特別徴収義務者の偽りその他不正の行為によるものであることを発見した場合に限り、これを更正することができる。 4 地方団体の長は、前 3 項の規定によつて更正し、又は決定した場合においては、遅滞なく、これを納税者又は特別徴収義務者に通知しなければならない。</p>

ニセコ町宿泊税条例	関係法令
	<p>(法定外目的税に係る不足金額及びその延滞金の徴収)</p> <p>第 733 条の 17 地方団体の徴税吏員は、前条第 1 項から第 3 項までの規定による更正又は決定があつた場合において、不足金額（更正による税金若しくは納入金の不足金額又は決定による税額若しくは納入金額をいう。以下本節において同じ。）があるときは、同条第 4 項の通知をした日から一月を経過した日を納期限として、これを徴収しなければならない。</p> <p>2 前項の場合においては、その不足金額に第 733 条の 14 第 1 項又は第 733 条の 15 第 2 項の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限とする。以下本節において同じ。）の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、年 14.6 パーセント（前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から一月を経過する日までの期間については、年 7.3 パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して徴収しなければならない。</p> <p>3 地方団体の長は、納税者又は特別徴収義務者が前条第 1 項又は第 2 項の規定による更正又は決定を受けたことについてやむを得ない事由があると認める場合においては、前項の延滞金額を減免することができる。</p> <p>(法定外目的税に係る過少申告加算金及び不申告加算金)</p> <p>第 733 条の 18 納入申告書の提出期限までにその提出があつた場合（納入申告書の提出期限後にその提出があつた場合において、第 3 項ただし書又は第 8 項の規定の適用があるときを含む。次項において同じ。）において、第 733 条の 16 第 1 項又は第 3 項の規定による更正があつたとき、又は修正申告書の提出があつたときは、地方団体の長は、当該更正又は修正申告前の納入申告又は修正申告に係る課税標準額又は税額に誤りがあつたことについて正当な事由がないと認める場合には、当該更正による不足金額又は当該修正申告により増加した税額（次項において「対象不足金額等」という。）に 100 分の 10 の割合を乗じて計算した金額に相当する過少申告加算金額を徴収しなければならない。</p>

ニセコ町宿泊税条例	関係法令
	<p>2 前項の規定に該当する場合において、当該対象不足金額等（当該更正又は修正申告前にその更正又は修正申告に係る法定外目的税について更正又は修正申告書の提出があつた場合には、その更正による不足金額又は修正申告により増加した税額の合計額（当該更正又は修正申告前の納入申告又は修正申告に係る課税標準額又は税額に誤りがあつたことについて正当な事由があると認められたときは、その更正による不足金額又は修正申告により増加した税額を控除した金額とし、当該法定外目的税についてその納入すべき金額若しくは納付すべき税額を減少させる更正又は更正に係る審査請求若しくは訴えについての裁決若しくは判決による原処分の異動があつたときは、これらにより減少した部分の金額に相当する金額を控除した金額とする。）を加算した金額とする。）が納入申告書の提出期限までにその提出があつた場合における当該納入申告書に係る税額に相当する金額と 50 万円とのいずれか多い金額を超えるときは、同項に規定する過少申告加算金額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した金額に、その超える部分に相当する金額（当該対象不足金額等が当該超える部分に相当する金額に満たないときは、当該対象不足金額等）に 100 分の 5 の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。</p> <p>3 次の各号のいずれかに該当する場合には、地方団体の長は、当該各号に規定する納入申告、修正申告、決定又は更正により納付し、又は納入すべき税額に 100 分の 15 の割合を乗じて計算した金額に相当する不申告加算金額を徴収しなければならない。ただし、納入申告書の提出期限までにその提出がなかつたことについて正当な理由があると認められる場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 納入申告書の提出期限後にその提出があつた場合又は第 733 条の 16 第 2 項の規定による決定があつた場合</p> <p>(2) 納入申告書の提出期限後にその提出があつた後において修正申告書の提出又は第 733</p>

ニセコ町宿泊税条例	関係法令
	<p>条の16第1項若しくは第3項の規定による更正があつた場合</p> <p>(3) 第733条の16第2項の規定による決定があつた後において同条第三項の規定による更正があつた場合</p> <p>4 前項の規定に該当する場合（同項ただし書又は第8項の規定の適用がある場合を除く。）において、前項に規定する納付し、又は納入すべき税額（同項第2号又は第3号に該当する場合には、これらの規定に規定する修正申告又は更正前にされた当該法定外目的税に係る納入申告書の提出期限後の納入申告又は第733条の16第1項から第3項までの規定による更正若しくは決定により納付し、又は納入すべき税額の合計額（当該納付し、又は納入すべき税額を減少させる更正又は更正に係る審査請求若しくは訴えについての裁決若しくは判決による原処分の異動があつたときは、これらにより減少した部分の税額に相当する金額を控除した金額とする。）を加算した金額）が50万円を超えるときは、前項に規定する不申告加算金額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した金額に、その超える部分に相当する金額（同項に規定する納付し、又は納入すべき税額が当該超える部分に相当する金額に満たないときは、当該納付し、又は納入すべき税額）に100分の5の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。</p> <p>5 第3項の規定に該当する場合（同項ただし書若しくは第8項の規定の適用がある場合又は納入申告書の提出期限後にその提出があつた場合若しくは修正申告書の提出があつた場合においてその提出が当該納入申告書又は修正申告書に係る法定外目的税について地方団体の長の調査による更正又は決定があるべきことを予知してされたものでないときを除く。）において、納入申告書の提出期限後のその提出、修正申告書の提出又は第733条の16第1項から第3項までの規定による更正若しくは決定があつた日の前日から起算して5年前の日までの間に、法定外目的税について、不申告加算金（納入申告書の提出期限後にその提出があつ</p>

ニセコ町宿泊税条例	関係法令
	<p>た場合又は修正申告書の提出があつた場合において、その提出が当該納入申告書又は修正申告書に係る法定外目的税について地方団体の長の調査による更正又は決定があるべきことを予知してされたものでないときに徴収されたものを除く。)又は重加算金(次条第3項において「不申告加算金等」という。)を徴収されたことがあるときは、第3項に規定する不申告加算金額は、前2項の規定にかかわらず、これらの規定により計算した金額に、第3項に規定する納付し、又は納入すべき税額に100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。</p> <p>6 納入申告書の提出期限後にその提出があつた場合又は修正申告書の提出があつた場合において、その提出が当該納入申告書又は修正申告書に係る法定外目的税について地方団体の長の調査による更正又は決定があるべきことを予知してされたものでないときは、当該納入申告書又は修正申告書に係る税額に係る第3項に規定する不申告加算金額は、同項の規定にかかわらず、当該税額に100分の5の割合を乗じて計算した金額に相当する額とする。</p> <p>7 地方団体の長は、第1項の規定により徴収すべき過少申告加算金額又は第3項の規定により徴収すべき不申告加算金額を決定した場合には、遅滞なく、これを納税者又は特別徴収義務者に通知しなければならない。</p> <p>8 第3項の規定は、第6項の規定に該当する納入申告書の提出があつた場合において、その提出が、納入申告書の提出期限までに提出する意思があつたと認められる場合として政令で定める場合に該当して行われたものであり、かつ、納入申告書の提出期限から一月を経過する日までに行われたものであるときは、適用しない。</p> <p>(法定外目的税に係る重加算金)</p> <p>第733条の19 前条第1項の規定に該当する場合において、納税者又は特別徴収義務者が課税標準額の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠蔽し、又は仮装し、かつ、その隠蔽し、又は仮装した事実に基づいて納入申告書又は修正申告書を提出したときは、地方団体の長</p>

ニセコ町宿泊税条例	関係法令
	<p>は、政令で定めるところにより、同項に規定する過少申告加算金額（同条第 2 項の規定の適用がある場合には、同項の規定による加算後の金額）に代えて、その計算の基礎となるべき更正による不足金額又は修正申告により増加した税額に 100 分の 35 の割合を乗じて計算した金額に相当する重加算金額を徴収しなければならない。</p> <p>2 前条第 3 項の規定に該当する場合（同項ただし書の規定の適用がある場合を除く。）において、納税者又は特別徴収義務者が課税標準額の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠蔽し、又は仮装し、かつ、その隠蔽し、又は仮装した事実に基づいて納入申告書の提出期限までにこれを提出せず、又は納入申告書の提出期限後にその提出をし、若しくは修正申告書を提出したときは、地方団体の長は、同項に規定する不申告加算金額に代えて、その計算の基礎となるべき税額に 100 分の 40 の割合を乗じて計算した金額に相当する重加算金額を徴収しなければならない。</p> <p>3 前 2 項の規定に該当する場合において、これらの規定に規定する課税標準額の計算の基礎となるべき事実で隠蔽し、又は仮装されたものに基づき納入申告書の提出期限後のその提出、修正申告書の提出又は第 733 条の 16 第 1 項から第 3 項までの規定による更正若しくは決定があつた日の前日から起算して 5 年前の日までの間に、法定外目的税について、不申告加算金等を徴収されたことがあるときは、前 2 項に規定する重加算金額は、これらの規定にかかわらず、これらの規定により計算した金額に、第 1 項の規定に該当するときは同項に規定する計算の基礎となるべき更正による不足金額又は修正申告により増加した税額に、前項の規定に該当するときは同項に規定する計算の基礎となるべき税額に、それぞれ 100 分の 10 の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。</p> <p>4 地方団体の長は、前 2 項の規定に該当する場合において、納入申告書又は修正申告書の提出について前条第 6 項に規定する事由があるときは、当該納入申告に係る税額又は修正申告に</p>

ニセコ町宿泊税条例	関係法令
	<p>より増加した税額を基礎として計算した重加算金額を徴収しない。</p> <p>5 地方団体の長は、第1項又は第2項の規定により徴収すべき重加算金額を決定した場合には、遅滞なく、これを納税者又は特別徴収義務者に通知しなければならない。</p>
<p>(特別徴収義務者の帳簿の記載義務等)</p> <p>第13条 特別徴収義務者は、宿泊施設ごとに帳簿を備え、次に掲げる事項を記載し、かつ、第10条第1項又は第2項の規定により納入申告書を提出した日の属する月の末日の翌日から起算して3か月を経過した日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1) 宿泊年月日、宿泊料金、宿泊者数及び宿泊税の課税対象となる宿泊者数並びに宿泊税額</p> <p>(2) 前号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項</p> <p>2 特別徴収義務者は、次に掲げる書類を作成し、かつ、当該書類を当該宿泊が行われた日の属する月の末日の翌日から起算して3か月を経過した日から2年間保存しなければならない。</p> <p>(1) 宿泊の際に作成される売上伝票その他の書類で、宿泊年月日、宿泊料金、宿泊者数及び宿泊税額が記載されているもの</p> <p>(2) 前号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類</p>	<p>地方税法 (徴税吏員の法定外目的税に関する調査に係る質問検査権)</p> <p>第733条の4 地方団体の徴税吏員は、法定外目的税の賦課徴収に関する調査のために必要がある場合においては、次に掲げる者に質問し、又は第1号から第3号までの者の事業に関する帳簿書類(その作成又は保存に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。次条第1項第1号及び第2号において同じ。)その他の物件を検査し、若しくは当該物件(その写しを含む。)の提示若しくは提出を求めることができる。</p> <p>(1) 納税義務者又は納税義務があると認められる者</p> <p>(2) 特別徴収義務者</p> <p>(3) 前2号に掲げる者に金銭又は物品を給付する義務があると認められる者</p> <p>(4) 前3号に掲げる者以外の者で当該法定外目的税の賦課徴収に関し直接関係があると認められる者</p> <p>2 前項第1号又は第2号に掲げる者を分割法人(分割によりその有する資産及び負債の移転を行つた法人をいう。以下本項において同じ。)とする分割に係る分割承継法人(分割により分割法人から資産及び負債の移転を受けた法人をいう。以下本項において同じ。)及び前項第1号又は第2号に掲げる者を分割承継法人とする分割に係る分割法人は、同項第3号に規定する金銭又は物品を給付する義務があると認められる者に含まれるものとする。</p>

ニセコ町宿泊税条例	関係法令
	<p>3 第1項の場合においては、当該徴税吏員は、その身分を証明する証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。</p> <p>4 地方団体の徴税吏員は、政令で定めるところにより、第1項の規定により提出を受けた物件を留め置くことができる。</p> <p>5 法定外目的税に係る滞納処分に関する調査については、第1項の規定にかかわらず、第733条の24第6項の定めるところによる。</p> <p>6 第1項又は第4項の規定による地方団体の徴税吏員の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。</p>
<p>(帳簿及び書類の電磁的記録による保存等)</p> <p>第14条 特別徴収義務者は、前条第1項の規定により備付け及び保存をしなければならない帳簿(以下「関係帳簿」という。)の全部又は一部について、自己が最初の記録段階から一貫して電子計算機を使用して作成する場合には、規則で定めるところにより、当該関係帳簿に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識できない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)の備付け及び保存をもって当該関係帳簿の備付け及び保存に代えることができる。</p> <p>2～3 (略)</p> <p>(帳簿及び書類の電子計算機出力マイクロフィルム</p>	<p>地方税法 (地方税に関する法令の規定の適用)</p> <p>第756条 (略)</p> <p>2 電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律(平成10年法律第25号)第4条第1項、第2項若しくは第3項前段又は第5条各項のいずれかの規定により備付け又は保存が行われている電磁的記録又は電子計算機出力マイクロフィルムに対する地方税に関する法令の規定(帳簿又は書類の備付け又は保存に係る規定を除く。)の適用については、当該電磁的記録又は電子計算機出力マイクロフィルムを帳簿又は書類とみなす。 (国税関係帳簿書類の電磁的記録による保存等)</p> <p>第4条 保存義務者は、国税関係帳簿(財務省令で定めるものを除く。以下この項、次条第1項及び第3項並びに第8条第1項及び第4項において同じ。)の全部又は一部について、自己最初の記録段階から一貫して電子計算機を使用して作成する場合には、財務省令で定めるところにより、当該国税関係帳簿に係る電磁的記録の備付け及び保存をもって当該国税関係帳簿の備付け及び保存に代えることができる。</p>

ニセコ町宿泊税条例	関係法令
<p>による保存等)</p> <p>第 15 条 特別徴収義務者は、関係帳簿の全部又は一部について、自己が最初の記録段階から一貫して電子計算機を使用して作成する場合には、規則で定めるところにより、当該関係帳簿に係る電磁的記録の備付け及び当該電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルム(電子計算機を用いて電磁的記録を出力することにより作成するマイクロフィルムをいう。以下同じ。)による保存をもって当該関係帳簿の備付け及び保存に代えることができる。</p> <p>2～3 (略)</p> <p>(町税に関する法令の規定の適用)</p> <p>第 16 条 第 14 条第 1 項、第 2 項若しくは第 3 項前段又は前条各項のいずれかに規定する規則で定めるところに従って備付け及び保存が行われている関係帳簿又は保存が行われている関係書類に係る電磁的記録又は電子計算機出力マイクロフィルムに対する町税に関する法令の規定の適用については、当該電磁的記録又は電子計算機出力マイクロフィルムを当該関係帳簿又は当該関係書類とみなす。</p>	<p>2 保存義務者は、国税関係書類の全部又は一部について、自己が一貫して電子計算機を使用して作成する場合には、財務省令で定めるところにより、当該国税関係書類に係る電磁的記録の保存をもって当該国税関係書類の保存に代えることができる。</p> <p>3 前項に規定するもののほか、保存義務者は、国税関係書類(財務省令で定めるものを除く。以下この項において同じ。)の全部又は一部について、当該国税関係書類に記載されている事項を財務省令で定める装置により電磁的記録に記録する場合には、財務省令で定めるところにより、当該国税関係書類に係る電磁的記録の保存をもって当該国税関係書類の保存に代えることができる。この場合において、当該国税関係書類に係る電磁的記録の保存が当該財務省令で定めるところに従って行われていないとき(当該国税関係書類の保存が行われている場合を除く。)は、当該保存義務者は、当該電磁的記録を保存すべき期間その他の財務省令で定める要件を満たして当該電磁的記録を保存しなければならない。</p> <p>電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律 (国税関係帳簿書類の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存等)</p> <p>第 5 条 保存義務者は、国税関係帳簿の全部又は一部について、自己が最初の記録段階から一貫して電子計算機を使用して作成する場合には、財務省令で定めるところにより、当該国税関係帳簿に係る電磁的記録の備付け及び当該電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をもって当該国税関係帳簿の備付け及び保存に代えることができる。</p> <p>2 保存義務者は、国税関係書類の全部又は一部について、自己が一貫して電子計算機を使用して作成する場合には、財務省令で定めるところにより、当該国税関係書類に係る電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をもって当該国税関係書類の保存に代えることができる。</p>

ニセコ町宿泊税条例	関係法令
	<p>3 前条第1項の規定により国税関係帳簿に係る電磁的記録の備付け及び保存をもって当該国税関係帳簿の備付け及び保存に代えている保存義務者又は同条第2項の規定により国税関係書類に係る電磁的記録の保存をもって当該国税関係書類の保存に代えている保存義務者は、財務省令で定める場合には、当該国税関係帳簿又は当該国税関係書類の全部又は一部について、財務省令で定めるところにより、当該国税関係帳簿又は当該国税関係書類に係る電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をもって当該国税関係帳簿又は当該国税関係書類に係る電磁的記録の保存に代えることができる。</p>
<p>(間接地方税及び夜間執行の制限を受けない地方税) 第17条 宿泊税は、地方税法施行令(昭和25年政令第245号)第6条の22の4第6号及び第6条の22の9第4号の条例で指定する法定外目的税とする。</p>	<p>地方税法 (現行犯事件の臨検、搜索又は差押え) 第22条の7 当該徴税吏員は、間接地方税(軽油引取税その他の政令で定める地方税をいう。以下この節において同じ。)に関する犯則事件について、現に犯則を行い、又は現に犯則を行い終わつた者がある場合において、その証拠となると認められるものを集取するため必要であつて、かつ、急速を要し、許可状の交付を受けることができないときは、その犯則の現場において第22条の4第1項の臨検、搜索又は差押えをすることができる。 2 当該徴税吏員は、間接地方税に関する犯則事件について、現に犯則に供した物件若しくは犯則により得た物件を所持し、又は顕著な犯則の跡があつて犯則を行つてから間がないと明らかに認められる者がある場合において、その証拠となると認められるものを集取するため必要であつて、かつ、急速を要し、許可状の交付を受けることができないときは、その者の所持する物件に対して第22条の4第1項の臨検、搜索又は差押えをすることができる。 (臨検、搜索又は差押え等の夜間執行の制限) 第22条の20 当該徴税吏員は、許可状に夜間でも執行することができる旨の記載がなければ、日没から日出までの間には、臨検、搜索、差押え又は記録命令付差押えをしてはならない。た</p>

ニセコ町宿泊税条例	関係法令
	<p>だし、第 22 条の 7 の規定により処分をする場合及び軽油引取税その他の政令で定める地方税について夜間でも公衆が出入りすることができる場所でその公開した時間内にこれらの処分をする場合は、この限りでない。</p> <p>2 当該徴税吏員は、必要があると認めるときは、日没前に開始した臨検、搜索、差押え又は記録命令付差押えを、日没後まで継続することができる。</p> <p>地方税法施行令 (間接地方税の範囲) 第 6 条の 22 の 4 地方税法第 22 条の 7 第 1 項に規定する政令で定める地方税は、次に掲げる地方税とする。</p> <p>(1) 道府県たばこ税 (2) ゴルフ場利用税 (3) 軽油引取税 (4) 市町村たばこ税 (5) 入湯税 (6) 前各号に掲げる地方税に類する道府県法定外普通税若しくは市町村法定外普通税又は法定外目的税であつて、条例で指定するもの (夜間執行の制限を受けない地方税)</p> <p>第 6 条の 22 の 9 法第 22 条の 20 第 1 項ただし書に規定する政令で定める地方税は、次に掲げる地方税とする。</p> <p>(1) ゴルフ場利用税 (2) 軽油引取税 (3) 入湯税</p>

ニセコ町宿泊税条例	関係法令
	(4) 道府県法定外普通税若しくは市町村法定外普通税又は法定外目的税であつて、条例で指定するもの
(ニセコ町行政手続条例の適用除外) 第18条 宿泊税の賦課徴収に関する処分その他公権力の行使に当たる行為及び行政指導（ニセコ町行政手続条例（平成9年ニセコ町条例第15号）第2条第7号に規定する行政指導をいう。）に係る同条例の規定の適用については、町税条例の例による。	ニセコ町行政手続条例 （定義） 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(6) 略 (7) 行政指導 行政機関がその任務又は所掌事務の範囲内において一定の行政目的を実現するため特定の者に一定の作為又は不作為を求める指導、勧告、助言その他の行為であつて処分に該当しないものをいう。 (8) 略 （適用除外） 第3条 次に掲げる処分及び行政指導については、次章から第4章の2までの規定は、適用しない。 (1)～(2) 略 (3) 地方税の犯則事件に関する法令（他の法令において準用する場合を含む。）に基づいて徴税吏員（他の法令に基づいてこれらの職員の職務を行う者を含む。）がする処分及び行政指導 (4)～(11) 略 町税条例 （ニセコ町行政手続条例の適用除外） 第6条の2 ニセコ町行政手続条例（平成9年ニセコ町条例第15号）第3条又は第4条に定めるもののほか、この条例又はこの条例に基づく規則の規定による処分その他公権力の行使に

ニセコ町宿泊税条例	関係法令
	<p>当たる行為については、ニセコ町行政手続条例第 2 章及び第 3 章の規定は、適用しない。</p> <p>2 ニセコ町行政手続条例第 3 条、第 4 条又は第 33 条第 4 項に定めるもののほか、徴収金を納付し、又は納入する義務の適正な実現を図るために行われる行政指導（同条例第 2 条第 7 号に規定する行政指導をいう。）については、同条例第 33 条第 3 項及び第 34 条の規定は、適用しない。</p>
<p>(納税管理人に係る不申告に関する過料)</p> <p>第 22 条 第 10 条第 9 条第 2 項の認定を受けていない特別徴収義務者で同条第 1 項の承認を受けていない者が同項の規定により申告すべき納税管理人について正当な理由がなく申告をしなかった場合においては、その者に対し、10 万円以下の過料を科する。</p> <p>2 前項の過料の額は、情状により、町長が定める。</p> <p>3 (略)</p>	<p>地方税法</p> <p>(法定外目的税の納税管理人に係る不申告に関する過料)</p> <p>第 733 条の 8 地方団体は、第 733 条の 6 第 2 項の認定を受けていない法定外目的税の納税義務者又は特別徴収義務者で同条第一項の承認を受けていないものが同項の規定によつて申告すべき納税管理人について正当な事由がなく申告をしなかつた場合においては、その者に対し、当該地方団体の条例で 10 万円以下の過料を科する旨の規定を設けることができる。</p>